

上尾市創業資金融資利子補給補助金



創業資金融資を活用した場合、
支払った利子の20%を補助します！

＜申請期限＞
令和7年2月28日

《対象となる融資》

【埼玉県】

・起業家育成資金

【日本政策金融公庫(国民生活事業に限る)】

・新規開業資金

・女性、若者／シニア起業家支援資金

・新事業活動促進資金

《対象となる方》

以下全ての条件を満たす方

・上尾市内に住民票がある方【個人】

・上尾市内に本支店の所在地を登記している方【法人】

・市税を完納している方

・融資資金を遅滞なく返済している方

* 問い合わせ・申請先 *
上尾市環境経済部商工課
電話:048-777-4441
FAX:048-775-5024

上尾市創業資金融資利子補給補助金



詳しくは、検索または右の2次元
バーコードから、市のホームページ
をご覧ください。



《補助額》

対象の融資で支払った利子の20%(100円未満切り捨て)

※補助金申請の対象となる期間は

融資を受けた日の属する月から3年間です。

※令和6年の補助対象は、

令和6年1月1日から令和6年12月31日までに支払った利子となります。

※**先着順、予算が無くなり次第終了**となります。

《補助金申請・請求に必要な書類》

①	交付申請書【第1号様式】
②	個人:住民票の写し、法人:商業登記簿謄本の写し
③	市税に未納がないことの証明書
④	下記の書類のうち、どちらかを提出 ・埼玉県制度融資利用者⇒ 利子払込証明書【第2号様式】 ・日本政策金融公庫利用者⇒お支払済額明細書または利息支払証明書
⑤	交付請求書【第3号様式】
⑥	利子補給の対象となる融資を受けていることが確認できる書類(契約書の写し等)
⑦	振込口座のわかる書類(通帳の写し)
⑧	上尾市創業資金融資利子補給補助金 申請に関するチェックシート

※①・④・⑤・⑧の太字で記載した様式は市HPでダウンロードできます。

制度の詳細・様式のダウンロードはこちら

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/041116042502.html>

市ホームページ2次元バーコード➡

